

Katōori

広報 かつり

復興支援号

平成23年6月30日

編集 香取市役所総務部秘書広報課
〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127
TEL 0478-54-1111 FAX 0478-52-4566
<http://www.city.katori.lg.jp>

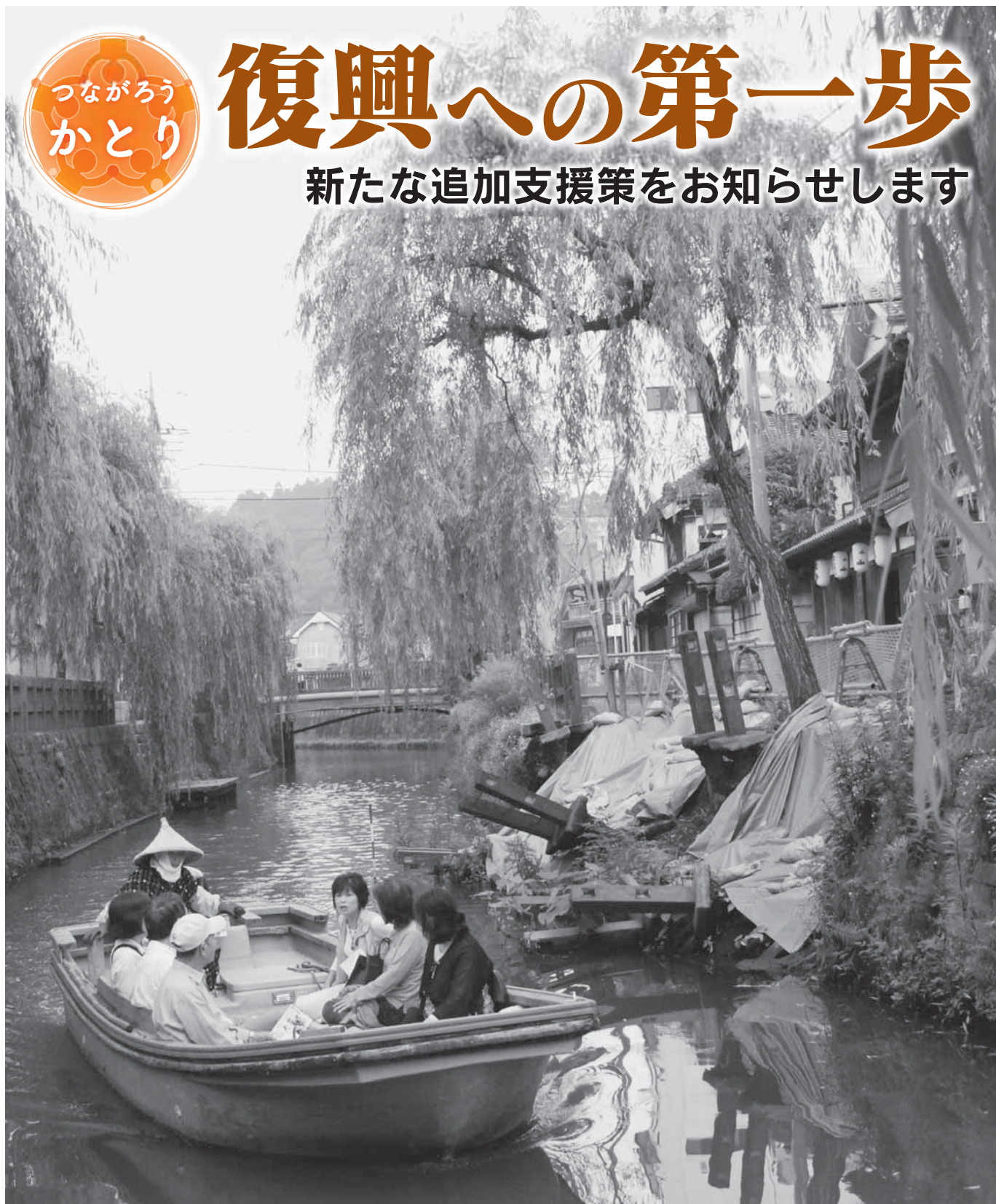
香取市

1日も早い復興を願い



復興への第一歩

新たな追加支援策をお知らせします



護岸が崩れたままの小野川では観光舟運が再開

市民の皆様へ

3月11日に発生した巨大地震による被災者に対して、いち早く震災支援の情報を提供するため「広報かとり」の号外として、4月20日に「震災支援号」を発行したところですが、その後、液状化被害をはじめとした被災者への救済を求めた国・県への陳情により、支援対象の内容が拡充されました。

内容は、前回のデータをベースとしておりますので、重複する部分もありますが、支援の対象が拡大された部分が多くありますので、内容をご確認の上、まだ手続きが済んでいない方は、速やかに申請をお願いします。本誌は、復興支援の情報誌として、大切に保管ください。

今後、関係法令等の改正により支援内容に変更が生じた場合は、広報紙やホームページなどで随時、情報を提供して参りますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。



香取市長 宇井成一

目次

1	家屋の被害状況調査と「り災証明」	3
2	被災者支援制度(抜粋)	6
3	被災者生活再建支援金	8
4	千葉県被災者住宅再建支援金	10
5	香取市災害見舞金	12
6	千葉県災害義援金	12
7	住宅応急修理制度	13
8	被災者住宅再建資金利子補給	14
9	合併浄化槽の入れ替え補助	14
10	被災住宅の廃棄物の処分	14
11	農業施設などの災害復旧支援	15
12	所得税 雑損控除の取り扱い	16
13	市税、国民健康保険税の減免	17
14	被災者に係る医療費の一部負担金の免除	19
15	後期高齢者医療保険料の減免	20
16	国民年金保険料の免除	20
17	年金受給権者の現況届などの提出期限を延長	20
18	介護保険料の減免	21
19	介護保険サービス利用者負担額の免除	21
20	障害福祉サービスなどの利用者負担額の免除	22
21	保育料の減免	23
22	地デジチューナーなどの支援	24
23	NHK放送受信料の免除	24
24	個人向け融資制度	25
25	中小企業向け融資制度など	27
26	相談窓口	28

1 家屋の被害状況調査と「り災証明」

問い合わせ り災証明 総務課

☎0478-50-1201

家屋の被害状況調査 税務課

☎0478-50-1242

1-1 被害状況調査

この調査は、被災者の申請により市の職員が被災現場に出向き、被災状況の調査を行うものです。この調査結果で確認された事実に基づき、「り災証明書」が発行されます。

住家等被害調査済証	
整理番号	- -
この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付をいたします。 (この用紙と印鑑が必要です。)	
調査日時	月 日 午前・午後 :
問い合わせ先	
【建物被害状況調査について】	
香取市税務課	電話 50-1242
【り災証明について】	
香取市総務課	電話 50-1201
【倒壊建物の廃棄処分について】	
香取市環境安全課	電話 50-1248

■震災に係る「り災証明書」の交付申請

現在、市では、被災者の申請に基づき、建物の被害調査を実施し、「り災証明書」を発行していますが、被害が市内全域で発生し、被災建物は5,000棟以上に及んでいます。

このため、り災証明書の発行の迅速化を図るため、被害の程度が「一部損壊」程度の場合は、被害状況がわかる写真を窓口に提出していただくことで、即時に、り災証明書の発行を行います。

各手続きによって申請期限などがありますので、「り災証明書」が必要な人は、お早めに申請手続きをしてください。

1-2 被害状況調査の方法

家屋の被害状況調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、建物の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査で判定します(第1次調査)。

外観目視調査による判定結果に対し被災者からの再調査の申請があった場合は、外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によって判定を行います(第2次調査)。

なお、外観の被害に内部の被害を加味すると判定結果が上がるように思われますが、内部被害を建物の外観から推定して評価する外観目視調査の結果と整合するように、内部詳細調査の構成比を改めて調整しているため、平均的には同じ判定結果になるように設計されています。

1-3 被害判定の区分

被害判定区分は、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分となります。

被害判定区分	被害の認定基準
全 壊	<p>建て直しをしなければならないような状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
大規模半壊	<p>ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの
半 壊	<p>住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに使用できるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家その居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
一 部 損 壊	<p>全壊、大規模半壊、および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。</p>

1-4 液状化等地盤被害により住家が不同沈下した被害判定

現在、市では、被災者の皆さんからの申請に基づき、市の職員が、住家の被害状況調査を実施しています。

調査方法や調査基準は、内閣府の作成した運用指針で厳格に決められています。

5月2日に、内閣府において、新たな運用指針が作成され、液状化等地盤被害により住家が不同沈下した場合の被害判定基準が新たに示されました。

■新たな運用指針で追加された判定方法の概要

●基礎の潜り込み

住家が床上1mまで沈下した場合……………全 壊

住家が床まで沈下した場合……………大規模半壊

住家が基礎の天端から25cm下まで沈下した場合……………半 壊

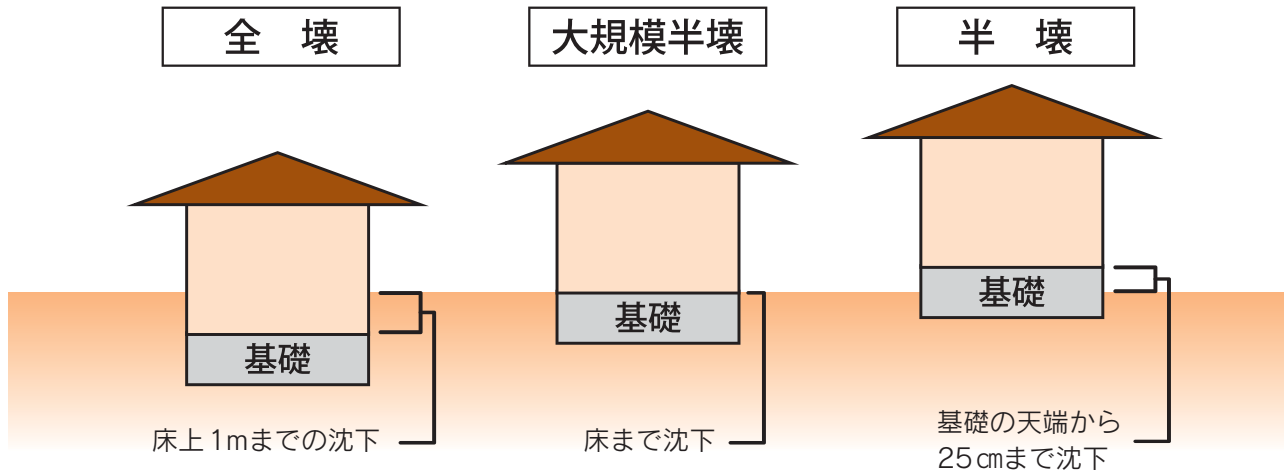
●家屋の傾斜

住家が 6/120以上傾斜した場合……………全 壊

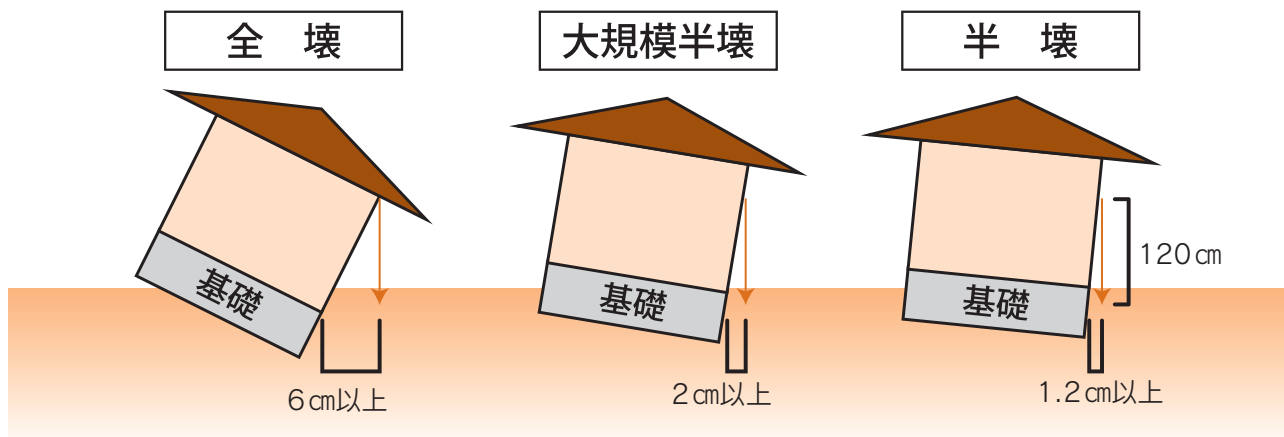
住家が 2/120以上傾斜した場合……………大規模半壊

住家が 1.2/120以上傾斜した場合……………半 壊

■ 潜り込み



■ 傾斜



1-5 リ災証明書

「リ災証明書」は、被害状況調査の結果に基づき、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度を証明するものです。

証明する事項は、り災者、り災年月日、り災場所、り災物件・状況、り災原因、その他の6項目です。

被害状況調査を実施する前に、被災家屋を取り壊したり、修復したりすると被害状況の確認ができなくなり、り災証明書の発行ができなくなる場合があります。

危険防止の目的などにより、やむを得ず取り壊しや修復をしてしまった場合は、取り壊しや修復をする前の被害状況を取めた写真で確認ができる被害については、被害判定の参考としますので申し出てください。

なお、被害の程度が、半壊に至らない場合は、被害状況の確認ができる写真を提出することにより、現地調査を省略して証明書を即時発行します。

■ リ災証明書発行場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 地域課
- 山田支所 1階 市民福祉班
- 栗源支所 1階 地域班

2 被災者支援制度(抜粋)

支援制度名		申請単位	全壊	大規模半壊		
				全住家解体		
被災者生活再建支援金(P-8)	基礎支援金		世帯	100(75)	50(37.5)	100(75)
	加算支援金	住家新築、 または購入	世帯	200(150)		
		住家補修	世帯	100(75)		—
		住家賃借	世帯	50(37.5)		
千葉県被災者住宅再建支援金(P-10)	地盤被害	全住家解体	世帯	—	—	—
		地盤補修(基礎 補修含む)	世帯	—	—	—
	住宅補修		世帯	—	—	—
住宅応急修理制度(P-13)	仮設住宅入居者は除く		世帯	最大52		
千葉県災害義援金(P-12)			世帯	50	20	50
香取市災害見舞金(P-12)	借家は除く		世帯	10	5	10
個人市民税の減免(P-17)	合計所得金額	500万円以下	個人	全額免除	2分の1を減額	
		500万円超、 750万円以下		2分の1を減額	4分の1を減額	
		750万円超、 1000万円以下		4分の1を減額	8分の1を減額	
固定資産税・都市計画税の減免(P-18)			棟	全額免除	10分の6を減額	
国民健康保険税の減免(P-18)	合計所得金額	500万円以下	世帯	全額免除	2分の1を減額	
		500万円超、 750万円以下		2分の1を減額	4分の1を減額	
		750万円超、 1000万円以下		4分の1を減額	8分の1を減額	
後期高齢者医療保険料の減免(P-20)			個人	全額免除		
国民年金保険料の免除(P-20)			個人	住家のおおむね		
介護保険料の減免(P-21)	合計所得金額	500万円以下	個人	全額免除	2分の1を減額	
		500万円超、 750万円以下		2分の1を減額	4分の1を減額	
		750万円超、 1000万円以下		4分の1を減額	8分の1を減額	
介護保険サービス利用者負担額の免除(P-21)			個人			
障害福祉サービスなどの利用者負担額の免除(P-22)			個人			

()は単身世帯の場合 (単位:万円)

	半壊		一部損壊			担当課
	全住家解体	液化化等地震被害	敷地被害により 全住家解体 (液化化を除く)	液化化等地震被害		
—	100(75)	—	—	100(75)	—	社会福祉課 ☎0478-50-1209
—	200(150)	—	—	200(150)	—	
—	—	—	—	—	—	
—	50(37.5)	—	—	50(37.5)	—	
—	—	—	—	—	最大100(75)	
—	—	最大100(75)	—	—	最大100(75)	
最大25	—	—	—	—	—	
最大52 ※所得制限有			—	—	—	
20	50	20	—	50	—	
5	10	5	1 修理費10万円以上の場合	10	1 修理費10万円以上の場合	
2分の1を減額			—	—	—	税務課 ☎0478-50-1242
4分の1を減額			—	—	—	
8分の1を減額			—	—	—	
10分の4を減額			—	—	—	
2分の1を減額			—	—	—	
4分の1を減額			—	—	—	
8分の1を減額			—	—	—	
2分の1を減額			主たる生計維持者が失職などをした人は問い合わせください			市民課 ☎0478-50-1228
2分の1以上の損害を受けた人は全額免除						
2分の1を減額			—	—	—	介護福祉課 ☎0478-50-1208
4分の1を減額			—	—	—	
8分の1を減額			—	—	—	
全額免除			—	—	—	
全額免除			—	—	—	障害福祉課 ☎0478-50-1252

3 被災者生活再建支援金 (国の補助金、各都道府県からの拠出金による制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

住宅に多大な被害を受けた人を対象に、支援金を支給します。

3-1 支援金の支給対象世帯

市が実施した被害状況調査で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害と判定された世帯です。

被害状況の調査結果は、市で発行する「り災証明書」で確認ください。

住宅が「大規模半壊」、または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておく非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅をすべて解体した場合には、「全壊」として扱います。

3-2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

3-3 支援金の申請

■申請に必要なもの

区分		全 壊			大規模半壊
		半壊・大規模半壊で解体する場合	敷地被害で解体する場合		
基礎支援金	①	り災証明書	○	○	○
	②	解体証明書		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③	住民票 (外国人登録済証明書)	○	○	○
	④	預金通帳の写し	○	○	○
⑤	印鑑	○	○	○	
加算支援金	⑥	契約書などの写し	○	○	○
	⑦	印鑑	○	○	○

①り災証明書……市で発行

②解体証明書……「大規模半壊」または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合、解体したことを証明するもの(業者による解体証明書類、写真など)

敷地被害証明書類…宅地の応急危険度判定結果(市で発行)、敷地の修復工事契約書の写し、写真

③住民票(外国人登録済証明書)…市民課、各支所で発行

④預金通帳の写し…銀行名・支店名・預金種目・口座番号・申請者(世帯主)名義のフリガナの記載があるもの

⑤⑦印鑑…朱肉をつけて押印する印鑑

⑥契約書などの写し…「加算支援金」を申請する場合、今後お住まいをどのようにされるのか(住宅の建設・購入、補修、賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書などの写し

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 地域課
- 山田支所 1階 市民福祉班
- 栗源支所 1階 地域班

■支援金の支給

申請書は、市で受け付けした後、千葉県を經由して、(助)都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い、支給額を決定し、指定された金融機関などの口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の人が支給を受ける前(申請後の場合も含む)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金は相続の対象となりません)

※アパートなどで被災した人にも該当する場合があります

■支援金の申請期間

基礎支援金 災害のあった日から13カ月の間

加算支援金 災害のあった日から37カ月の間

支援金を不正に受領した場合は、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)において支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行う場合があります。

その場合、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に対して、年10.95%の割合で計算した加算金を請求するとともに、納付日までに納付されない場合には、納付日の翌日から納付の日まで日数に応じ、未納額に対しても年10.95%の割合で計算した延滞金を請求します。

4 千葉県被災者住宅再建支援金

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

震災により、住宅が液状化などの被害を受け、国の被災者生活再建支援制度に該当しない世帯に対して、支援金を支給します。

4-1 支援金の対象世帯

被害を受けた、一戸建て住宅に居住していた世帯で、被災者生活再建支援制度が利用できない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

■対象者

- ①液状化などの住宅地盤被害により、「一部損壊」の被害と判定された住宅のすべてを解体した世帯
- ②液状化などの住宅地盤被害により、「半壊」「一部損壊」の被害と判定された住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の補修を含む)した世帯
- ③「半壊」の被害と判定された住宅を補修した世帯

4-2 支援金の申請

住宅の解体や地盤復旧などの費用が支給上限額に満たない場合は、その額が支給額となります。

地盤被害により、住宅が「半壊」の被害と判定された世帯が、地盤の復旧などをせず、住宅の補修のみを行った場合は、③に該当します。アパートやマンションは対象外になります。

■支援金額

支援金対象世帯	被害状況	支給上限額	※単数世帯
① 液状化などにより住宅全部を解体した世帯	一部損壊	100万円まで	75万円まで
② 液状化などによる住宅地盤復旧世帯	半壊、 または一部損壊	100万円まで	75万円まで
③ 「半壊」住宅補修世帯	半壊	25万円まで	

■申請に必要なもの

支給対象世帯	①液状化などによる 住宅解体世帯	②液状化などによる 住宅地盤復旧世帯	③「半壊」補修世帯
①り災証明書	○	○	○
②住民票 (外国人登録済証明書)	○	○	○
③工事の契約書などの写し	○	○	○
④解体証明書	○		
⑤敷地の液状化被害の写真など	○	○	
⑥住宅の被害、 または補修した写真など			○
⑦預金通帳の写し	○	○	○
⑧印鑑(朱肉をつけて押印するもの)	○	○	○

※工事完了後に、領収書や補修後の写真など、提出が必要な書類があります

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 地域課
- 山田支所 1階 市民福祉班
- 栗源支所 1階 地域班

■申請期間

平成24年2月29日(水)まで

工事期間は、原則として平成23年度内に補修などの工事を行うこととなります。年度内に補修などの工事が完了しない場合や、工事が開始できない場合はご相談ください。

5 香取市災害見舞金 (香取市独自の見舞金制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

災害により、住宅が損害を受けた場合や被災世帯などに対し、見舞金が支給されます。

■支給額

区分	金額	備考
全壊	10万円	り災証明書による
半壊	5万円	り災証明書による
一部破損	1万円	一部破損などの場合は 修繕費用10万円以上が対象

※このほか、千葉県独自の見舞金として、住宅が全壊と判定された場合に10万円が支給されます

■必要書類

- ・り災証明書(写し可)
 - ※一部損壊などの場合は被災による損害がわかるもの(写真など)で代替が可能
- ・朱肉をつけて押印する印鑑
- ・修理費用のわかる見積書や領収書など(一部損壊などの場合のみ)
- ・世帯主の振込口座の通帳などの写し

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 地域課
- 山田支所 1階 市民福祉班
- 栗源支所 1階 地域班

6 千葉県災害義援金

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

災害で被災された皆さんに寄せられた義援金(日本赤十字社、中央共同募金、日本放送協会、NHK厚生文化事業団などを通じて寄せられた義援金)の、第1次配分、および千葉県災害義援金の第1次配分を併せて配分します。

区分	配分単価(1世帯あたり)
住家被害 全壊	50万円(千葉県災害義援金15万円を含む)
住家被害 半壊	20万円(千葉県災害義援金2万円を含む)

■必要書類

- ・ 災証明書
- ・ 朱肉をつけて押印する印鑑
- ・ 世帯主の振込口座の通帳などの写し

■申請場所

- 香取市役所 1階 談話室
- 小見川支所 2階 地域課
- 山田支所 1階 市民福祉班
- 栗源支所 1階 地域班

7 住宅応急修理制度 (災害救助法の支援制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

住宅が「大規模半壊」、または「半壊」と認定され、避難所などへの避難をしている世帯が、被災した住宅で生活ができるように応急修理する場合などに、市が業者に委託して、被災した住宅を一定の範囲内(限度額52万円)で修理をおこなう制度です。

判定基準の見直しにより、本制度の対象となった世帯で、震災後応急的に住宅で生活するために既に工事を行ったが申請をしていないなどの場合は問い合わせください。

■対象となる修理

- ・ 屋根、柱、床、外壁、基礎などの応急修理
- ・ ドア、窓などの開口部の応急修理
- ・ 上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理
- ・ 衛生設備の応急修理

※内装・家電製品は含みません

■所得の要件(半壊の場合のみ)

平成21年の世帯収入が以下のいずれかに該当する世帯

- ①収入額(年収) ≤ 500万円の世帯
- ②500万円 < 収入額(年収) ≤ 700万円の世帯で、世帯主が45歳以上の世帯、または要援護世帯
- ③700万円 < 収入額(年収) ≤ 800万円の世帯で、世帯主が60歳以上の世帯、または要援護世帯

8 被災者住宅再建資金利子補給

問い合わせ 都市計画課 ☎0478-50-1214

震災により、市内において自ら居住していた住宅に被害を受けた人が、住宅の再建などのために必要な資金を借り入れた場合、借り入れから5年間分の利子を市が補助します。

震災後、すでに融資を受けて工事を実施している場合でも対象となります。

詳細は、決定次第、広報かとりなどでお知らせします。

9 合併浄化槽の入れ替え補助

問い合わせ 下水道課 ☎0478-54-3521

震災により、自ら居住していた住宅の浄化槽に被害を受けた人が、復旧のために合併処理浄化槽本体を更新(入れ替え)する場合にその経費を助成します。

震災後、すでに更新済みまたは着工済みの場合でも対象となります。

詳細は、決定次第、広報かとりなどでお知らせします。

10 被災住宅の廃棄物の処分

問い合わせ 環境安全課 ☎0478-50-1248

震災により、被害を受けた住宅から発生する瓦・ブロック、木材など処理可能なものとして通常受け入れしている廃棄物の受け入れを行います。

附属施設も含みますが、アパート、事業所からの震災ごみは除きます。

リサイクル家電(冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機)、廃プラスチック(塩ビ管、樋など)、および石膏ボードなど処理できないものは、受け入れできません

■対象者

震災により、住宅が全壊、大規模半壊、半壊、または一部損壊と被害判定された住宅の所有者。

■手続き

搬入票により住所・氏名・被災の状況を確認します。搬入票は、環境安全課、各支所の窓口で発行しています。

搬入票の発行には、り災証明書と印鑑が必要です。必ず持参してください。

被災家屋の解体、修繕に伴う廃棄物を搬入する場合は、事前にご相談ください。

■受け入れ場所

瓦、ブロックなど…佐原清掃事務所	☎ 0478-58-1400
長岡不燃物処理場	☎ 0478-78-2144
木材など……………伊地山クリーンセンター	☎ 0478-59-2148
長岡不燃物処理場	☎ 0478-78-2144

■受け入れの時間

月曜日から金曜日(祝日を除く) 9時～正午、13時～16時 (当分の間実施します)

■注意事項

- ・運搬車両の最大積載量は4 t までとなります。
- ・搬入場所が佐原清掃事務所・伊地山クリーンセンターの2カ所になる場合は、2枚の搬入票が必要となりますので、ご注意ください。
- ・搬入票の発行後、搬入の有効期間内であっても置き場が一杯になる等、施設の受け入れ状況によっては、一時的に受け入れができない場合がありますので、予めご了承ください。

11 農業施設などの災害復旧支援

問い合わせ 農政課 ☎ 0478-50-1258

■農地・農業用施設災害復旧事業(1カ所40万円以上)

区 分	国庫補助	県補助金	受益者負担
農 地	50%	25%	25%
農道、用水路など	65%	17.5%	17.5%

※被害の状況で国の補助率が増加し、受益者負担が軽減される場合があります

12 所得税 雑損控除の取り扱い

問い合わせ 佐原税務署 ☎0478-54-1331

雑損控除は、災害などが発生した年分の控除として確定申告を行います。震災特例法が平成23年4月27日に施行され、平成22年分から控除することも可能となりました。

住宅や家財だけでなく、自家用車、ブロック塀、車庫などや墓石の修繕、液状化した宅地の原状回復費用なども対象となる場合があります。

また、特例法では、引ききれなかった損失額の繰越可能期間が3年から5年に延長されました。

手続きは、領収書や見積書などを用意して、震災特例法の施行日から1年以内(平成24年4月26日まで)に税務署で行ってください。

税務署で確定申告・更正の請求を行えば、自動的に個人住民税にも適用されます。

なお、事業所得などがある人の有する棚卸資産や事業用資産などにつき、震災により生じた損失にも、同様の措置がありますので、詳しくは問い合わせください。

■所得税の軽減と免除

区分	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象資産の範囲など	生活に通常必要な資産(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(注)は除かれます)	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算または所得税の軽減額	<p>控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、金額の多い方です。</p> <p>① $\frac{\text{損害金額} - \text{保険金などで補てんされる金額}}{\text{所得金額の10分の1}}$</p> <p>② $\frac{\text{上記差引損失額のうち災害関連支出の金額}}{5\text{万円}}$</p> <p>※「災害関連支出」とは災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用などです</p>	<p>所得税の軽減額などは次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の人に限り、減免を受けられた年の翌年以降は、減免は受けられません。								

(注)「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなどをいい、これらの資産についての災害などによる損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

■手続きの方法

所得税を軽減 免除する年分	確定申告 の有無	手続き	持参する書類など
平成22年分	確定申告 を済ませ ている人	平成22年分 の更正請求	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの ④市で発行した「り災証明書」 ⑤所得税が還付となる人は、還付金振込先の金融機関名、口座番号の分かるもの ⑥平成22年分の確定申告書の控え
	確定申告 済ませて いない人	平成22年分 の確定申告	上記①～⑤の書類のほか、 平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)
平成23年分	平成23年分の確定申告		上記①～⑤の書類のほか、 平成23年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

※用意していただく書類などの説明のため、税務署への相談の前に電話をしてください

※被災されて、上記の書類などをお持ちでない人は税務署まで問い合わせください

※上記の手続きには、それぞれ期限があります

13 市税、国民健康保険税の減免

問い合わせ 税務課 ☎0478-50-1242

被災者に対して、平成23年度に課する当該年度分の課税額を減免します。

減免を受けるには、り災証明書と印鑑を持参して、平成23年8月31日(水)までに税務課、各支所に申請してください。申請書は、税務課、各支所の窓口にあります。

13-1 個人市民税の減免

■障害などを負った場合

次の区分に応じ、当該税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

区 分	軽減または免除の割合
死亡した場合	全額免除
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全額免除
障害者(地方税法の規定による障害者をいう)となった場合	10分の9を減額

■住宅が損壊した場合

平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で、居住している住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定されたとき、当該税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

合計所得金額	軽減または免除の割合	
	全 壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除	2分の1を減額
750万円以下	2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超	4分の1を減額	8分の1を減額

13-2 固定資産税・都市計画税の減免

■家屋

震災により、損害を受けた人に対して、その被害を受けた家屋の被害の程度に応じ、税額にそれぞれの率を乗じて得た額を軽減、または免除します。

被害の程度	軽減または免除の割合
全壊	全額免除
大規模半壊	10分の6を減額
半壊	10分の4を減額
一部損壊	減額なし

■土地

被害面積が損害を受けた土地の面積の10分の2以上で、^{じんだい}甚大な被害であるときは、被害の程度により軽減、または免除します。

■償却資産

家屋の例により軽減、または免除します。

なお、評価額の低い固定資産は、減免対象になっても税額に反映しない場合があります。

13-3 国民健康保険税の減免

■対象者

世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、震災により居住している住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定を受けた国民健康保険税納税義務者です。

世帯の前年中の 合計所得金額	被害の程度		軽減または免除の割合	
	全壊	大規模半壊または半壊	全壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除	2分の1を減額	全額免除	2分の1を減額
750万円以下	2分の1を減額	4分の1を減額	2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超	4分の1を減額	8分の1を減額	4分の1を減額	8分の1を減額

13-4 注意事項

建物損害保険などの対象となる被害であっても、税額の軽減、または免除が必ずしも適用されるとは限りませんのでご注意ください。

軽減、または免除の対象にならない家屋を取り壊された人も、来年度以降の課税対象資産から除く作業を行うため、税務課までご連絡ください。

13-5 国税・県税の納期限延長・減免

国税・県税の納期限延長・減免は、国税庁・千葉県へ問い合わせください。

- 問い合わせ 佐原税務署 ☎0478-54-1331
香取県税事務所 ☎0478-54-1314

14 被災者に係る医療費の一部負担金の免除

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228

地震発生時に香取市に住所を有し、震災により次のいずれかに該当する人は、医療機関などの窓口で医療保険者が発行する「一部負担金等免除証明書」を提示することにより、一部負担金(窓口負担)などが免除されます。

ご家族が加入している医療保険者それぞれに必要な書類、印鑑、保険証を持参して免除申請してください。

14-1 一部負担金等免除証明書の申請

■免除の理由、および申請に必要な書類

住家が全壊、大規模半壊、または半壊した人

り災証明書

主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した人

税務署に提出した廃業届など

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

雇用保険受給資格者証など(雇用保険受給中は対象となりません)

※震災後、被災区域から転入した人も対象となります

■対象となる一部負担金など、および免除の期間

一部負担金 平成24年2月29日(水)まで

入院時食事療養費など 平成23年8月31日(水)まで

■申請先

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている場合

市民課、各支所

社会保険などに加入されている場合

免除申請ができるかは、勤務先にご確認ください。

14-2 支払済みの一部負担金などの還付

一部負担金などの免除対象となる人が、震災以降に受診し支払った一部負担金などは還付される場合がありますので、各医療保険者(保険証の発行元)にお問い合わせ、または申請してください。

■申請先、および必要書類など

国民健康保険に加入されている場合

市民課、各支所に免除証明書、領収書、世帯主の通帳、印鑑、保険証を持参してください。

後期高齢者医療保険に加入されている場合

該当者には千葉県後期高齢者医療保険広域連合からお知らせします。

社会保険などに加入されている場合

還付申請ができるかは、勤務先にご確認ください。

15 後期高齢者医療保険料の減免

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228

震災により、住宅が、全壊、大規模半壊、または半壊の被害と判定された被保険者からの申請に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合、保険料を減免します。

■申請方法

申請書に災証明書を添付し、市民課または各支所担当課の窓口で申請してください。申請書は窓口にあります。

■減免が受けられる保険料

平成23年3月11日から平成24年3月31日(土)までに納期限が到来する額。

■減免条件

被保険者、またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊、またはこれに準ずる被災をしたもの。

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が失職した場合。

16 国民年金保険料の免除

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228
佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

震災により、住宅について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた人などは、本人からの申請に基づき、平成23年2月分から平成23年6月分までの国民年金保険料が全額免除になります。

※全額免除期間は、年金額計算の際に受け取る年金額が少なく計算されます

■申請方法

申請書に被災状況届(免除用)を添付して、市民課、各支所、佐原年金事務所に申請してください。被災状況届(免除用)の用紙は、各窓口にて備え付けてあります。

■申請期間

平成23年7月29日(金)まで

17 年金受給権者の現況届などの提出期限を延長

問い合わせ 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

災害救助法が適用される香取市では、平成23年3月11日現在、住所を有する国民年金、厚生年金保険、および船員保険の受給権者で、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にある人は、平成23年における現況届などの提出期限を平成23年7月31日(日)まで延長します。

18 介護保険料の減免

問い合わせ 介護福祉課 ☎0478-50-1208

18-1 介護保険料の徴収猶予

震災により、納期限までに介護保険料を納めることが困難な場合は、納期限の延長や徴収の猶予ができますので、問い合わせください。

18-2 介護保険料の減免

第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する人が、震災により、住宅に著しい損害を受け、減免の必要があると認められるものに対し、平成23年3月11日から平成24年2月29日(水)までの間に納期限が設定されている保険料が減免の対象となります。

減免を受けるには、り災証明書(半壊以上)と印鑑を持参して、介護福祉課、各支所に申請してください。申請書は介護福祉課、各支所の窓口にあります。

■減額、免除の割合

被害の程度 前年の所得の合計	軽減または免除の割合	
	全壊	大規模半壊または半壊
500万円以下	全額免除	2分の1を減額
500万円超750万円以下	2分の1を減額	4分の1を減額
750万円超1,000万円以下	4分の1を減額	8分の1を減額

19 介護保険サービス利用者負担額の免除

問い合わせ 介護福祉課 ☎0478-50-1208

■対象者

介護保険サービスを利用する要介護(要支援)者で、本人(またはその属する世帯)の住宅が全壊、大規模半壊、または半壊の被害と判定された人

- ・実際に居住している家屋が対象です。
- ・被災家屋の居住者と同一生計であれば施設などの入所者も含めます。
- ・入所により介護保険施設に住所異動している人は、異動前の同一生計世帯の住宅被災が確認できれば対象となります。
- ・免除期間中の新規申請者も該当となります。ただし、適用期間は各対象費用の期限までです。

■免除となる費用と期間

対象費用	介護(予防)サービス費 サービス利用時の1割負担分 食費・居住費 特養や老健などの施設入所、または短期入所時のみ (デイサービスやグループホームなどは対象外)
適用期間	介護(予防)サービス費 平成23年3月11日～平成24年2月29日(水) 食費・居住費 平成23年3月11日～平成23年8月31日(水)

※すでに支払いの済んでいる免除対象費用は、後日還付します

■申請方法

申請書は介護福祉課、または各支所介護担当窓口にあります。申請の際は、次のものを持参ください。

- ・り災証明書(写し可)
- ・朱肉をつけて押印する印鑑
- ・還付のある人のみ、還付口座の金融機関・店舗・種目・口座番号・名義人がわかるもの
(できるだけ被保険者名義の口座)

■認定証の交付

免除の認定をした人には、後日「利用者負担額減免認定証」、および「介護保険施設等における食費・居住費減免認定証」を交付します。介護サービスを利用する際、事業所へ認定証を提示してください。

20 障害福祉サービスなどの利用者負担額の免除

問い合わせ 障害福祉課 ☎ 0478-50-1252

被害を受けた人の障害福祉サービスなどの利用者負担額を一定期間全額免除します。り災証明書など申請手続きに必要な書類などは問い合わせください。

■対象者

震災に伴い、次のいずれかに該当する人

- ①住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と被害の判定を受けた
- ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者が業務を廃止・休止した
- ④主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
- ⑤原発事故に伴い避難指示などの対象となっている

※申し立てた事項は、内容の確認が行われることがあります。申請があっても、免除が必ずしも適用されるとは限りませんのでご注意ください

■対象となるサービス

障害福祉サービス、補装具、地域生活支援サービス、日常生活用具

■免除認定の有効期間

平成23年3月11日から平成24年3月31日(土)まで

③と④は、被災前と同様の状況になった場合はそれまでの期間

■申請の期限

平成24年3月31日(土)まで

新たにサービスの利用を申請する場合は、その際に申し出てください。

21 保育料の減免

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 0478-50-1257

震災により、住宅が著しい損害を受けた世帯に対し、平成23年度の保育料を減額、または免除します。

■対象者

災害により、居住する家屋が、全壊、大規模半壊、または半壊の被害判定を受けた世帯

※市税、保育料の未納がないこと

■減免割合

損失割合	減免割合
全壊	100%
大規模半壊、または半壊	50%

■申請方法

申請書は、子育て支援課、または各支所保育担当窓口にあります。申請の際は、次のものを持参ください。

- ・ 災証明書
- ・ 朱肉をつけて押印する印鑑

■申請期限

平成23年7月29日(金)

※ 災証明書の発行が遅くなる場合でも申請書は期限までに提出してください

22 地デジチューナーなどの支援 (被災世帯向け)

問い合わせ 総務省地デジチューナー支援実施センター(ナビダイヤル) ☎0570-033840
(利用できない場合 ☎044-969-5425)

総務省では、東日本大震災で被害を受け、次の①②に該当する世帯に対し、「簡易なチューナー1台の設置」および「アンテナなどの改修費など」の支援を行っています。

■対象者

地上デジタル放送未対応で、NHK放送受信料が全額免除となり、次の①②に該当する世帯

- ①全壊、大規模半壊、または半壊と被害の判定を受けた世帯
- ②避難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯

※現在、地上デジタル放送を視聴されている世帯は対象となりません

■必要書類

- ・支援申込書
- ・り災証明書、または被災証明(コピー可)

■申込期限

平成23年7月24日(日)(当日消印有効)

23 NHK放送受信料の免除

問い合わせ NHKふれあいセンター ☎0120-151515
☎050-3786-5003

震災により、被害を受けた受信契約者を対象に、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。免除は、受信契約者からの届出により対象者を確定します。

■対象者

- ①全壊、大規模半壊、または半壊と被害の判定を受けた建物で受信契約をしている人
- ②避難の勧告、指示、または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯

※避難勧告などが継続する場合は解除の日が属する月の翌月まで

■免除期間

平成23年3月から8月まで

■免除方法

NHKふれあいセンターへ電話連絡し、被害、および受信契約状況の確認が必要となります。また、り災証明書の写しが必要な場合があります。

24 個人向け融資制度

問い合わせ 社会福祉課 ☎ 0478-50-1209

24-1 災害援護資金

住居が一定以上の被害を受けた場合などに、世帯主に対して千葉縣市町村総合事務組合より資金の貸付が受けられます。

ただし、前々年の世帯全員の所得により借りることができない場合があります。

なお、東日本大震災における災害援護資金は特例措置により、返済方法、および利率などが変更になりました。

■対象者

住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた人

※所得制限があります

■利用できる金額

150万円～350万円以内(損害程度により貸付限度額が異なります)

■返済条件

6年の据置後、13年以内で償還(特別な事情があるときは8年措置後、13年以内で償還)

■利率

連帯保証人を立てる場合…無利子

連帯保証人を立てない場合…年1.5%

※利子を含めて償還後、申請により利子相当分が助成されます

■必要書類

- ・ 災証明書
- ・ 世帯全員の所得証明書
- ・ 申込者の住民票(写し可)
- ・ 連帯保証人の住民票(写し可)
- ・ 連帯保証人の保証能力を証する書類(所得証明書+固定資産税評価証明書+源泉徴収票など)

■申請期間

平成30年3月31日(土)まで

■申請場所

- | | | |
|-------|----|-------|
| 香取市役所 | 1階 | 談話室 |
| 小見川支所 | 2階 | 地域課 |
| 山田支所 | 1階 | 市民福祉班 |
| 栗源支所 | 1階 | 地域班 |

24-2 生活福祉資金貸付制度

問い合わせ 香取市社会福祉協議会本所 ☎0478-54-4410

被災された世帯で、金融機関などで借入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具などを購入する費用の貸し付けが受けられます。

ただし、住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた場合は、市の災害援護資金の申請を行ってください。
※低所得者世帯とは生活保護世帯のおおむね1.7倍程度以内の所得が目安

■福祉費

住宅資金 住宅を復旧するための経費として貸付額 250万円以内
災害援護資金 家財道具などの購入費として貸付額 150万円以内

■緊急小口資金

被災などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の必要な生活費として貸付額 10万円以内

■返済条件

- ・福祉費 6カ月据置、7年で償還 年利1.5%
- ・小口資金 1年据置、2年で償還 無利子

■必要書類

- ・顔写真付きの身分証明書
- ・世帯全員の住民票
- ・り災証明書
- ・必要経費がわかる書類(見積書など)
- ・被害状況がわかる写真
- ・収入を証明する書類

24-3 災害復興住宅融資

問い合わせ (独)住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

災害により住宅に被害が生じた人に対して、(独)住宅金融支援機構において融資や相談を行っています。

25 中小企業向け融資制度など

問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

25-1 中小企業向け相談窓口

被災された中小企業や間接的に被害を受けている中小企業を対象に、経営面における資金繰りや設備資金の金融相談などを受け付けます。

■中小企業金融相談

- ・商工観光課 月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-50-1212
- ・千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 月～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始を除く) ☎043-223-2707

■中小企業経営相談

- ・佐原商工会議所 月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-54-2244
- ・香取市商工会 月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-82-3307
- ・千葉県産業振興センター 月～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始を除く) ☎043-299-2907

25-2 中小企業向け融資

被災された中小企業や震災の影響により運転資金が必要な中小企業を支援します。

千葉県セーフティネット資金(震災復興枠)

■対象 店舗や設備などに直接被害を受けた中小企業者

風評被害などにより間接的に影響を受けた中小企業者

■限度額 8,000万円

■融資期間 設備資金10年以内(据置期間2年)、運転資金7年以内(据置期間2年)

■金利 年1.5%～2.1%

■保証料 0.65%

■認定基準 商工観光課で発行する、「り災証明書」または「認定書」

■問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

千葉県セーフティネット資金(市町村認定)

■対象 震災の影響により売上げ減少などの影響を受けている中小企業者

■内容 事業資金(一般的に利用できる長期事業資金)

サポート短期資金(一般的に利用できる短期事業資金)

小規模事業資金(小規模企業者向けの一般的な長期事業資金)

■問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

市中小企業資金融資

■限度額 設備資金2,000万円、運転資金1,000万円

■融資期間 設備資金10年以内(据置期間1年)、運転資金5年以内

■金利 年2.5%～3.3%(保証付き) 利子補給あり(2分の1)

■保証料 0.45%～2.2%

■問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

26 相談窓口

■東日本大震災弁護士電話相談

- ・受付時間 10時～15時(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 日本弁護士連合会 ☎0120-366556

■震災行政相談専用フリーダイヤル

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日も開設)

問い合わせ 総務省千葉行政評価事務所 ☎0120-188573 FAX043-246-9829

■地震による被災者などのこころの相談

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 香取健康福祉センター ☎0478-52-9161

■そんがいほけん相談室

- ・受付時間 9時～18時(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ (社)日本損害保険協会 ☎0120-107808

携帯電話・PHSから ☎03-3255-1306

■震災による浄化槽被害の相談

- ・受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ 下水道課 ☎0478-54-3521

災害に便乗した悪質商法にご注意ください!!

■訪問販売・電話勧誘を受けたら

「家屋の安全調査に来ました」「困っていることはありませんか」など、無料を口実に近づき、後で不当な料金を請求する悪質な商法があります。

- ・その場で契約せず、必ず他の人に相談しましょう。
- ・不要なものは曖昧な返事をせず、はっきり断りましょう。

■家屋の修理などを業者に依頼する場合

公的機関の職員を名乗り、電話勧誘や訪問販売のケースも想定されます。

- ・必要な工事は信頼できる業者に依頼しましょう。
- ・複数の業者から見積もりを取り、適正な価格かどうか確認しましょう。

■義援金詐欺

被災地を支援したい気持ちに付け込み、街頭や電話、はがきや電子メールを送ったりして義援金と称してお金を騙し取る。

- ・義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。
- ・振込口座がその団体の正規のものであることも確認してください。

■もし、トラブルに巻き込まれたら

訪問販売や電話勧誘で必要のない契約を結んでしまったら、

- ・多くの場合、クーリングオフにより8日以内であれば、無条件で解約することができます。
- ・お困りの場合は、早めに下記の相談窓口へ連絡しましょう。

- ・香取市消費生活相談窓口 ☎0478-50-1300

月、水、金曜日 9時～正午、13時～16時(祝日、年末年始を除く)

- ・消費者ホットライン ☎0570-064-370

- ・千葉県消費者センター ☎047-434-0999

月～金曜日 9時～16時30分 土曜日 9時～16時(祝日、年末年始を除く)